

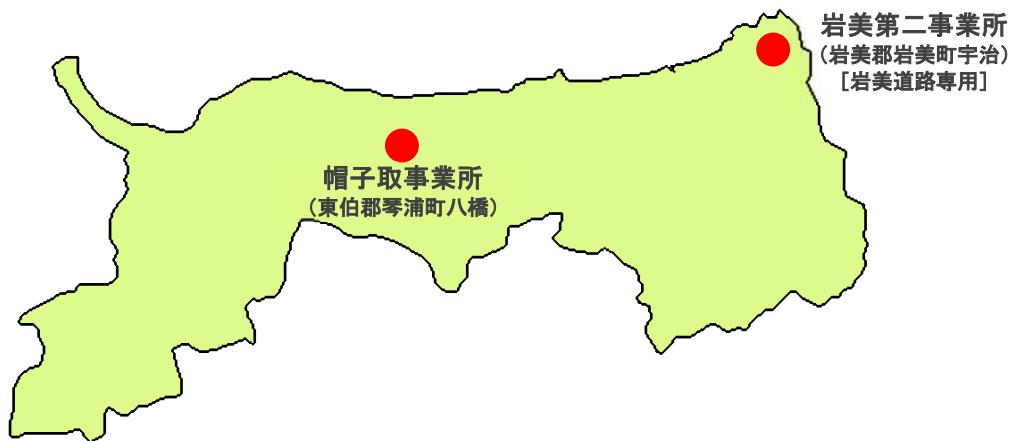
# 建設発生土受入事業の概要

公益財団法人鳥取県建設技術センター

建設発生土受入事業は国、県、市町村が発注する公共事業から発生する建設発生土を当センターが開設する事業所で受入を行う事業です。工事発注者が責任を持って適正な処理ができるよう災害や環境に配慮した工法で、建設発生土の受け入れを行っています。

建設発生土受入事業は、平成3年からを開始し、これまでに44事業所を運営し、42事業所が受入事業を完了しています。

## 平成30年度稼働事業所



### [受入れる残土]

- ・ 公共工事から発生し、工事現場外に搬出されるもののうち、盛土、土地造成等に利用可能なもので、産業廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊等）の受入れは行わない

### [事業所の運営]

受入時間：8：30～17：00（12：00～13：00を除く）

休 所 日：土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から翌1月3日までの日

（ただし、地元了解を得て休所日や受入時間の変更を行うことがあります。）

管 理：地元関係者の管理員が常駐し、搬入土量及び土質の確認を行うと共に、コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、金属、プラスチック等の産業廃棄物が混入しないようチェックを行っています。

環境整備：水質調査の実施、タイヤ洗浄施設（洗浄機、プール）の設置、公道清掃（散水車、人力）の実施、仕上げ工事（道路舗装等）の実施

## ◎事業の役割

公共工事の実施に伴って発生する建設発生土を適正に処理することは、公共工事を発注する者の責務であるが、建設発生土の処分場の確保には多大な労力と、時間を要し、個々の公共工事ごとに対応することは、著しく効率性を欠くこととなります。このため、当センターでは鳥取県と協働して建設発生土の受入地の確保をし、建設発生土の処分及び活用をより効率的に行い、もって、公共工事の円滑な実施及び事業効果の早期発現による県民の利便性の向上や安心・安全に資するものであります。

## ◎事業所開所の進め方

① **候補地の選定**（位置・地形条件等の検討をします。）



② **事業説明及び概略設計着手のお願い**

（該当地区への周知）

関係者の了解を得て、現地の状況を把握するため、  
現地調査（概略設計）を実施します。



③ **概略設計の実施**

大まかな設計を行い、おおよその受入容量、防災・補償工事の内容公図・  
地権者の確認を行い必要となる法令手続きの検討を行います。



④ **概略設計の説明**

概略設計の内容を、地元の関係者及び地権者並びに下流地区の方に説明します。  
跡地利用も含め、概略設計の了承を得て、詳細設計に入ります。



⑤ **詳細設計の実施**

（地形調査・地質調査・物件調査等・境界立会・用地実測図作成）

関係者の了解を得て測量及び地質等を調査して、現地の状況を把握します。



⑥ **詳細設計の説明**

（安全対策、施設管理、仕上げ条件等）

詳細設計図によって関係者全員と現地等において跡地利用を  
考慮し、細部にわたって協議します。



⑦ **地元及び地権者合意**（跡地利用計画、協定書・覚書・同意書等の締結）



⑧ **諸法令の手続**

（鳥取県開発事業指導要綱、森林法、農振法、農地法、土地改良法、景観法、  
文化財保護法、土壌汚染対策法等）



⑨ **借地・用地買収や補償などの相談**

（借地・売買・移転補償契約）

関係者と用地交渉をします。

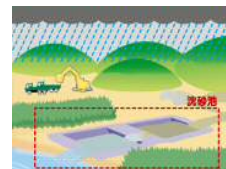
契約締結のうえ、借地料（年度末）又は買収費用と移転補償金の支払いをします。



**防災工事（暗渠排水、防災調整池、沈砂池）  
場内工事（搬入路、ダンプ洗浄機等）の実施**

⑩

暗渠排水、沈砂池、防災調整池、ダンプ洗車場、タイヤ洗浄機等を設け防災、環境対策等に努めます。



**事業所の開設  
（建設発生土受入開始）**

⑪

事業所に管理員が常駐して運営するとともに、現場の安全確保しながら、建設発生土を利用して造成工事を行います。



**事業所稼働中**

⑫

管理員が建設発生土に産業廃棄物（コンクリート・アスファルト塊）の混入がないか監視し、受入を行います。また、年1回の水質調査を実施します。



**受入完了  
事業地の返還、跡地利用**

⑬

跡地利用に沿った形状にして有効利用されます。



**事業所の防災・環境対策等**

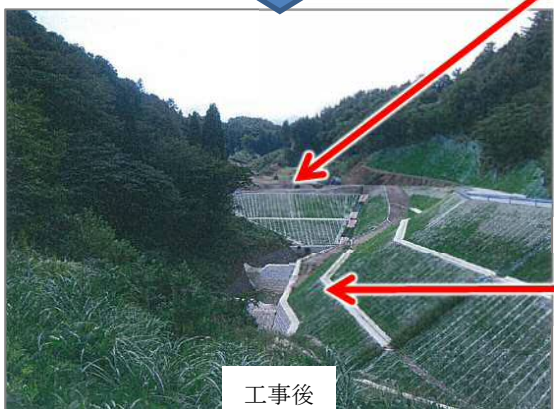
環境保全や災害防止に配慮し、最下流に調整池・沈砂池を設け下流への濁水防止を行います。  
沈砂池、洪水調整池の設置



工事前



防災工事：暗渠設置



工事後



防災工事：沈砂池設置

※写真：帽子取事業所（琴浦町）

## 【事業完了後の活用事例】



小倉事業所：鳥取市河原町小倉（H21 完了）  
畑・果樹園及び多目的広場



高千穂事業所：東伯郡大栄町高千穂（H20 完了）  
太陽光発電所



第2 三代寺事業所：鳥取市国府町三代寺地内(H25 完了)  
野球場及び果樹園への活用

※所在地は事業当時のもの



下石見事業所：日野郡日南町下石見（H15 完了）  
木材加工会社（株式会社オロチ）

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町二丁目2 3 番地  
公益財団法人 鳥取県建設技術センター  
TEL (0858) 26-6051 (代) (0858) 26-6089 (直) FAX (0858) 26-6004

\* 建設技術センターは、昭和 57 年に鳥取県・市町村・鳥取県建設業協会の出資により設置された団体です。